

福祉のひろば

善意の輪

市取扱分

◎7月分(敬称略)

【特定寄附】

◆子どもの新型コロナウイルス
又感染防止のため

▽非接触型体温計45本(東京
小金井さくらロータリークラ
ブ

電話で準友愛活動員と お話しませんか



友愛活動員(ボランティア)による家庭訪問事業の拡大が困難なことから、このたび、委託事業者による電話訪問のみの準友愛活動を開始しました。
電話での定期的な話し相手が欲しい高齢者の方、ぜひご利用ください。
なお、この事業は新型コロナウイルス感染

症収束後には廃止を予定しています。
時週1回30分程度
対原則65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯(日中のみひとりの方も可)
問介護福祉課高齢福祉係(☎042-387-9843)



◆新型コロナウイルス対策のために

▽2万円(匿名)

生活支援員養成講座

権利擁護センターでは、認知症高齢者等と銀行に同行したり、福祉情報を提供しながら見守りなどの支援をする方を養成する講座を開催します。

なお、支援に当たっては、報酬が出ます。

時9月28日(月)、29日(火)、10月2日(金)、5日(月)、6日(火)、9日(金)いずれも

午前10時～正午(全6回) 社会福祉協議会(市内在住・在勤の受講申し込み時に70歳以下の方で、日中に活動ができ、自転車に乗れる方) 10人(申込順) 申8月17日から、権利擁護センター(☎042-386-0121)へ

高齢者いきいき活動講座

「水彩・顔彩入門」または「文学係」(〒184-0004 本町5-36-17 ☎042-387-0011)へ

おとしより無料入浴デー

おふろ屋さんのご協力により、高齢者の健康保持や児童との交流・憩いの場として、無料入浴デーを実施します。

大きなお風呂でのんびりと、子供たちと一緒に楽しいひとときをお過ごしください。

【感染症と文学】家族がどのように看護したか

時9月30日～10月21日の毎週水曜日午前10時～正午(全4回) 講師石井正己さん(東京学芸大学教授) 定20人(多数抽選)

東京都シルバーパスの 一斉更新が始まります

70歳以上の方が都営交通および都内民営バスを利用できる東京都発行の「東京都シルバーパス」は、9月30日で使用期限が切れます。10月1日から使用できるパスの更新手続きは、指定団体「東京バス協会」が行います。
今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手続きは郵送で行います。詳しくは、8月中旬に送付される「シルバーパス更新手続きのご案内」をご確認ください。

なお、市役所では手続きができませんので、ご注意ください。
他課税・非課税証明書が必要な方は、本人を証明できる公的機関の発行した現住所の記載のある書類をお持ちください(マイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付きのものは1点、健康保険証や年金手帳等の顔写真のないものは2点必要です)
問東京バス協会(☎03-5308-6950=土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時)

◇共通◇

以上の方と小学生以下の方他ご利用の際は、当日、浴場に口頭で必ず申し出てください
問介護福祉課高齢福祉係(☎042-387-9843)

シルバー人材センターからのお知らせ

①植木の手入れの申し込み受け付け

10～12月作業分の申込受付を行います。(多数抽選)

申込期限▽10月分▽9月3日▽11月分▽10月1日▽12月分▽11月5日 ¥580円から

申込期限(必着)までに、往復はがきに作業希望月・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・作業場所(住所と異なる場合)を明記し、同センター「植木剪定係」へ

②生徒募集

学習教室

小学生3年生～中学生小学生 ¥660円、中学生 ¥800円(いずれも月8回分) ※初回のみテキスト代等3千100円が必要です

英会話教室

基礎～中級クラス

¥4300円(月4回分) ※初回のみテキスト代等2千200円が必要

子ども英語教室

4歳～小学生 ¥3千200円(月3回分) ※初回のみテキスト代等3千500円が必要です

囲碁教室

入門～有段クラス

¥2千700円(月4回分) ②は電話で同センターへ問同センター(〒184-0015 貴井北町1-8-21 ☎042-383-1614)

心身障害者医療費助成制度

9月に障害受給者証が更新

心身障害者医療費助成制度

心身障害者医療費助成制度(心身障害者医療費助成制度)を医療費の一部を助成する心身障害者医療費助成制度(心身障害者医療費助成制度)を実施しています。現在お持ちの受給者証は、有効期限が8月31日(一部の方を除く)までとなっています。

受給者のうち、令和元年中の所得が左下表の令和2年度所得制限基準額以下で、いずれかの健康保険に加入していることが確認できた方には、9月1日から使用する新しい受給者証を8月下旬に郵送します。また、所得制限基準額を超えた等の理由で更新できない方には、その理由を記した助成事由消滅通知書を郵送します。

【新規に申請する方】

次のすべての要件に該当する方は、申請により新たに受給することができ

ます。

▽小金井市に住民登録している65歳未満の方(一部特例あり)

▽国民健康保険など、いずれかの健康保険に加入している方

▽身体障害者手帳1・2級(内部障がいの場合は3級まで)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを取得している方

※内部障がいとは、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障がいです

▽申請者本人の所得(令和元年中)が、左表の所得制限基準額以下の方。ただし、20歳未満の方は、その方が加入している健康保険の被保険者(国民健康保険では世帯主)の所得が基準額以下の方

他▽加入している健康保険が変わったときは、必ず届出をしてください▽旧受給者証や転出・死亡等で資格を失った方の受給者証は、必ず返却してください

問自立生活支援課障害福祉係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9842)

令和2年度所得制限基準額(令和元年中の所得)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人
基準額	360万4千円	398万4千円	436万4千円	474万4千円

※所得制限基準額は、所得額から各種控除を差し引いた額になります。なお、控除額は、所得税、市・都民税等の控除額と若干異なります